

としま 区議会 だより

平成27年
第2回
定例会

No.246

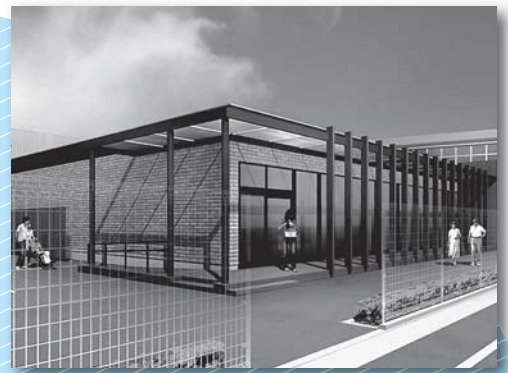
広報編集委員会
豊島区議会事務局

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

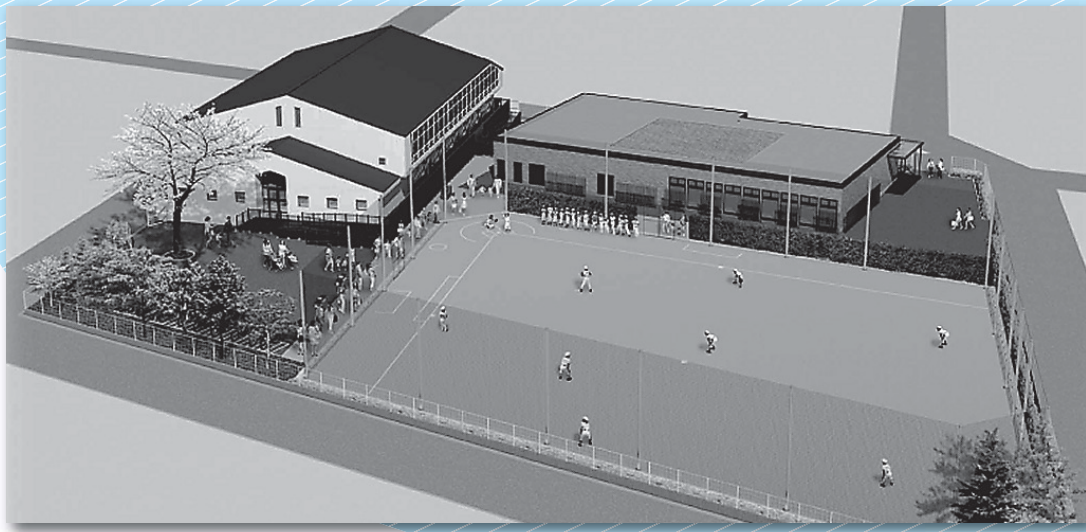
☎03(3981)1453

平成27年(2015年)8月11日発行
http://www.city.toshima.lg.jp/kugikai
E-mail A0028903@city.toshima.lg.jp

豊島区区民事務所設置条例 (一部改正)などを可決



西部区民事務所イメージ



南東側からのイメージ(全景)

平成27年第2回定例会は、6月19日から7月3日までの15日間にわたって開会されました。

今定例会では、各党派議員による一般質問が行われたほか、区長提出議案18件を可決、議員提出議案は3件を可決、3件を否決し、報告2件を了承しました。

請願・陳情は、8件を不採択、2件を閉会中の継続審査としました。

可決した意見書等 (要旨)

平和安全法制に関する意見書

安倍内閣は5月14日に平和安全法制について閣議決定を行い国会に提出した。わが国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しており、国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務である。わが国の安全を確保していくには、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めた上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要である。

切れ目のない平和安全法制を整えることにより、「わが国の平和と安全」及び「国際社会の平和と安全」を、より一層確保できるようにする。また、わが国の平和と安全のためには、国際社会の平和と安全も重要であり、これまでのわが国の役割を拡大し、国際社会の一員として責任ある貢献をしていく必要がある。平和安全法制の成立により国際的な平和協力活動に更なる貢献をすることが可能となる。よって、政府及び国会において自衛隊法をはじめとする関係法制と一体的に審議を進め、国会審議のなかで国民の理解を得る努力を図り、必要な審議が尽くされた際には、平和安全法制の今国会での成立を図るよう強く求める。

(衆・参議院議長、内閣総理・安全保障法制担当・外務大臣、内閣官房長官あて)

外国人の権利が十分尊重されることを求める意見書

豊島区には、現在、23万人の外国人が暮らししており、区民のおよそ12人に1人に及んでいる。また、東京を訪れる外国人は、平成26年には880万人を超え、過去最多となっている。

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、東京を訪れる外国人の数はますます増加することが予想される。

これら様々な国から東京に集まる外国人は、多様な文化や価値観、ライフスタイルを持ち、これが東京の伝統文化と相まって、自由で豊かな国際都市東京の活力を生み出しているともいえる。

一方、都内を始め全国の都市において、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるなど、外国人の権利が侵害されている事態が見受けられる。

このことは、人権が尊重され、一人一人が豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現するためにあつてはならないことである。また、オリンピック憲章では、「人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別」を禁じており、この理念を開催都市東京においても実現しなければならない。

よって、豊島区議会は、国会及び政府に対し、外国人の権利が十分尊重されるよう、ヘイトスピーチ対策を含めた幅広い啓発活動を行うなど、実効性のある対策を講ずるよう強く要請する。

(衆・参議院議長、内閣総理・総務・法務・外務大臣あて)

ふるぼう知生議員の猛省より誠実な謝罪ならびに再発防止を求める決議

本年6月11日に発生した豊島刷新の会のふるぼう知生議員による豊島副都心開発調査特別委員会の意図的・計画的欠席は、豊島区議会会議規則第2条が規定する、会議等の欠席の理由を「事故」の場合という、緊急やむを得ない事由に限っていることに反することはもとより、当人も委員会開会日時を知っていたうえで、なおかつ事前の正副議長再三にわたる忠告ないし制止をふりきって挙行された重大な事件である。

このような事件は、過去にも例がなく、区民の政治に対する信頼を損ない、豊島区議会の名誉を傷つけ、権威を失墜させ、議事を混乱させたことはもちろん、当人の謝罪もはなはだ不十分なのである。

よってここに、ふるぼう知生議員の猛省とより誠実な謝罪を求めるとともに、今後、豊島区議会議員として、二度とこのようなことが起きないように、再発防止を求めることを決議する。

主な掲載内容

議案等の審議結果一覧	2面
区政のここが聞きたい ～一般質問(要旨)～	3～6面
常任委員会Q&A	7面
特別委員会活動状況 情報公開制度について等	8面

区政のここが聞きたい

第2回定例会一般質問(要旨) 6月23・24日

※本会議及び常任委員会の録画映像を、区議会ホームページで公開しています。

新庁舎元年、豊島区の持続可能な発展都市を目指して



自民党豊島区議員
本橋 弘隆

●高野区長の五期目の区政運営について

問 区政運営にあたる区長の基本姿勢・抱負は。

答 区民目線の政治、将来を見据えた政治という基本姿勢は変わらない。人口減少社会に積極的に挑戦するとともに、魅力を発揮する国際都市としまの地位を確かなものにしていく。

●基本計画の策定について

問 どのような社会の変化を受けて、見直しの判断をしたのか。

答 東日本大震災の発生、消滅可能性都市の指摘で明らかになった将来人口の課題等の変化である。

●国際アート・カルチャー都市構想の具体化について

問 区の新たな都市像の展望は。

答 まち全体を舞台とし、世界中から訪れる人たちが楽しむことができる都市の実現を目指す。

●都市再生緊急整備地域の指定について

問 指定によるメリットは。

答 容積率の緩和など、まちづくりの計画の自由度、事業採算性が高まる。

●池袋駅及び駅前エリアのまちづくりは。

答 指定のメリットを最大限活用し、地区の都市再生を進める。

●新庁舎の活用状況について

問 としまセンタースクエアの使用及び音量等の運用は。

答 区主催の会議のほか、区が共催・協賛する事業で使用。音の出る催物時は扉を閉じて利用。総合窓口への来庁者の状況



としまセンタースクエア

問 旧庁舎と比較した推移及びトラブルの原因と対処法等は。

答 初日は、2千人を超える区民が来庁。昨年同月に比べ約7%の増加。複数の処理を行うケースで待ち時間が長時間になった。スキルアップを図り、総合窓口全体の強化に取り組む。

問 庁舎まるごとミュージアムという構想のコンセプトは。

答 新庁舎を「美術館・博物館」に見立てて、気軽に集うことのできる場にする。

問 アート・オリンピアの趣旨及び今後の展開は。

答 芸術家を志す無名の者たちの活動を支援する。2017展を区で開催できるよう応援する。

問 生徒・区民向けの豊島の森を活用した環境プログラムの展開及び開園時間の延長は。

答 持続可能な社会を引き継いでいく学習を展開。親子で参加できる環境講座を今年度3回実施。ご提言を踏まえ、7・8月に限定し、10階の「豊島の森」の開園時間を2時間延長する。

問 新庁舎で導入したシステム稼働状況と、コールセンター等に対する苦情への対処は。

答 総合窓口システムなど11のシステムを導入。この1カ月間トラブルなく稼働。コールセンターについては、オペレーターに対する指導を実施し、取り次ぎの正確性の向上に努める。

●三田教育長の区長選・区議選後の教育行政に臨む基本姿勢・抱負について

問 区の教育はどのような航路を辿り、目的地に到達するののか。

答 道徳の教科化が実現。これで戦後教育が終わったと感慨を新たに。新教育委員会制度は、豊島区新時代に向けた教育改革の歩みへの追い風と捉えている。

●中学校教科書採択の取組について

問 教師が領土の歴史を含めて生徒に教える必要があるのでは。

答 教える際には、教科用図書検定基準の改定趣旨を十分に踏まえて指導する。

問 教育現場に禍根を残す河野談話の見直しは。

答 検定基準に基づき、公正・中立の観点から検証する。

問 自国について深く学べる教科書を見極めることの重要性は。

答 外部の働きかけや運動に左右されることなく、教科書の内容や本質を見極めていく。

問 教科書執筆・制作姿勢に留意して教科書採択に取り組むことの徹底が大事だが。

答 各教育委員は膨大な時間を割いて、事前の調査に臨んでいく。教科書執筆等を踏まえた、

教科書採択作業が進むものと捉えている。

●都市再生緊急整備地域指定後のまちづくり

問 都の申し入れの経緯は。

答 区の帰宅困難者対策や官民連携の開発、国際アート・カルチャー都市構想の策定などの取組が評価され、申し入れに至った。

問 池袋駅西口まちづくりのメリットは。

答 都市計画の特例を定める「都市再生特別地区」を活用した計画が可能になる。

問 池袋東口の、歩行者空間の創出に向けた今後の取組は。

答 31年度末に環状5の1号線の地下道路が開通予定。秋に、荷捌き車両の対応についての社会実験を実施する。

問 木密地域での従前居住者対策の今後の展開は。

答 既存の家賃助成とともに、さらなる制度拡充についても検討していく。

●旧庁舎跡地活用事業について

問 解体費を考慮した実際の収入額の現時点での見直しは。

答 地代10億円に対し、区負担分の解体費は約8億円。残額は183億円については、27年度末には区の歳入として確保できる。

問 緊急整備地域指定のメリットを活用し、現在のプランを見直してみたい。

答 全体スケジュールに影響を与えない範囲で優先交渉権者と協議を進めていく。

問 保健所が果たすべき役割は

今後ますます重要になってくる。改めて保健所の位置について検討すべきでは。

問 新庁舎周辺への移転が望ましいことは明らか。実現可能性については検討していく。



公明党
中島 義春

●住宅対策について

問 国の法令改正等を受けて、住宅確保要援護者対策として既存の住宅を活用していくことの今後の方針は。

答 登録バンクの要件や物件オーナーへの支援策の見直しが必要。住宅施策の充実に努める。

問 リノベーションスクールで提案された4物件の事業化に向けての状況は。

答 ゲストハウス・出前屋台の二つの案については、現在所有者と協議中。

問 千葉県袖ヶ浦市の事例を参考に、区も空き家対策に取り組みたい。

答 地域特性も異なるため、空き家管理についてのさらなる研究が必要。

問 住宅取得者への助成制度の検討状況は。

答 「転居費用の一部助成」などについては、他自治体等の情報収集を行っているところ。

問 一般高齢者を対象とした、公共住宅等への新たな入居支援制度を構築すべきでは。

答 新たに区は保証会社と協定を締結した。今年度から区営住宅の入居に際しても保証契約が適用可能となる。



案内表示

安心住まい住戸において、バリアフリー化の再検証が必要なのは。

既存住戸については再検証の実施を検討。新たに確保する場合はバリアフリー化を必須条件としたい。

健康施策について

内視鏡検査導入についての現時点での課題は。

エックス線検査と違い、医師による診察と検査が必要となる。検査体制や管理体制の整備などが課題。

がん検診の検診率アップに向けた区の取組は。

がん検診推進キヤラクターによる若年層を対象とした受診勧奨や「としま健康チャレンジ」事業での受診率向上策を実施。

防災対策について

倒壊の危険がある建物の現状及び区の対応は。

危険家屋数は現時点で155件。所有者に対し区が法的な措置を講じている。助言や専門家を派遣し対応する場合もある。

高齢者一人ひとりの防災意識を高めるための具体的な方策は。

防災対策についてのわかりやすいパンフレットを作成し、民生委員による高齢者への声掛け、直接配布などの具体的な啓発・周知を図っていく。

新庁舎オープン後の課題について
案内表示がわかりにくいことに関して、今後の対応は。
区以外が管理する都道や地下鉄構内などについては、再度実情を訴え必要な措置を講じていく。

いのちを守り、暮らしを支える区政に転換せよ



日本共産党 渡辺くみ子

区長の平和に対する政治姿勢について

「国際平和支援法案」及び「平和安全法整備法案」は明白に憲法違反。「憲法遵守」を主張してきた区長は撤回を求めよ。切れ目のない平和安全法制を整えていくことが必要。2法案に反対を表明する考えはない。

区長の区政に臨む基本姿勢について

2014年度納税義務者の6割を占める世帯が課税標準額200万円までの世帯である。区長はこのような区民の生活実態をどう認識し、救済策は十分と考えているのか。また、今後、どのように救済に取り組むのか。

アベノミクスによる景気循環が全体にいきたるのに、生活困窮者の自立支援強化、区内共通商品券発行による消費喚起等により、支援策の充実を図る。

庁舎跡地活用について、区は公会堂跡の新ホール建設費を今年3月、50億円としていたが、6月に70億円と約20億円増額とした。庁舎跡地周辺整備は134億円となる。新庁舎整備費14億円と合わせると278億円で、地代の一括収入191億円を差し引いても、84億円の大赤字である。赤字の責任をどうとるのか。税金の使い方をどう考えるのか。

地代収入は、あくまでも新

地代収入は、あくまでも新

者の医療費自己負担を、区の独自の制度で1割に下げざるべき。

応分の負担はやむを得ない。介護報酬の引上げと、それが保険料に跳ね返らない特別措置を国に求め、介護福祉施設への区独自の支援策を検討せよ。

介護報酬引上げ等を国に求める考えはない。また、区独自の支援策を検討する考えもない。

介護保険料の引上げを元に戻し、区独自の減免制度実施を。新たな減免は考えていない。また区独自の保険料の特例減額制度については今年度拡充した。

要支援が介護保険給付から外れるが、要支援者への介護指導、援助について、専門職がかわる体制の確保を求める。

専門職による、よりきめ細かいサービスを推進する。

直ちに特養ホームの区内増設に取り組むべき。

区民のいのちと暮らしを守る施策の拡充について

2018年度から実施の国民健康保険制度の広域化は都道府県による国保財政の管理等で保険料は大幅に増え、医療の給付抑制まで行われる。今年度、区は広域化に向けて繰入金金を5億円削減した。結果、保険料が大幅に引き上げられた。広域化の撤廃を国に申し入れるべき。

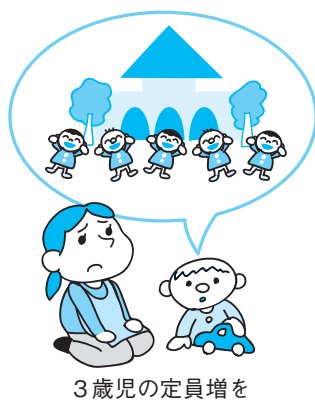
申入れを行う考えはない。

「財政上の構造的な問題を解決する」ためには国保への国庫負担の増額を国に求めるべき。

全国市長会で国庫負担割合引上げを要望。今後も継続する。

国の保険者支援金5億7千万円を活用し、国民健康保険料の引下げを実施すべき。

国保料の引下げはしない。2割負担となった前期高齢



3歳児の定員増を

3歳児の受け入れ先について、緊急対策をとるべき。

来年度3歳児は最大170名の定員増を図る。

区独自の商店街路灯の設置助成事業を実施すべき。

現時点では検討していない。防災対策として感震ブレーカーの設置補助制度の創設を。

当面は、幹旋普及を進める。

低所得者の住まいについて

低所得者住宅の設置を国に求めるべき。また、区独自の住宅対策を実施するべき。

新たな支援策を模索していく。また、賃貸住宅への入居支援拡充を検討していく。



民主ネット 山口 菊子

マイナンバー制度について

日本年金機構の個人情報漏えいとマイナンバー制度施行についてどう考えるか。

今回マイナンバー制度で構築されるシステムは、地方自治体だけが参加できる専用ネットワークを使用するシステムでインターネット接続はないが、今回の事件は、情報セキュリティを見直す機会になったと考える。

個人情報保護の面で10月5日施行の条件は満たしているか。

マイナンバー付番の通知が確実に本人に届くか、集めた情報をしっかり管理できるか等の解決すべき課題があるが、国は予定通りの施行を進めており、制度開始に向け、リスクを最小限に抑えるよう準備を進める。

制度開始後の窓口業務は、総合窓口課が所管する。マイナンバー制度専用のコールセンターの設置に加え、電話・インターネットにより番号カードの交付を受け付けるシステムを

援の手法を検討していく。住宅扶助基準の引下げに對し、撤回するよう国に意見を上げよ。また、区独自に、家賃補助を実施すべき。

撤回を求める考えはない。また、区独自の賃貸助成制度を創設する考えはない。

開発や道路建設で立ち退く借家人等への住まい確保のため従前居住者対策を実施すべき。

家賃助成と安心住まい提供事業を組み合わせ、さらなる制度拡充を検討していく。



秩父市とのCCRCのイメージ

導入。窓口の全職員が問い合わせに的確に対応するよう取り組む。

●子どもの貧困問題に係る課題について

問 生活福祉課の現体制は。

答 西部生活福祉課も含め、相談員8名、ケースワーカー70名。また、27年度から子ども・若者支援員を新たに設置するなどの確・丁寧な支援を実施している。

問 孤立した困窮家庭が見つからない状況について区の考えは。

答 潜在化している困窮者を発見し支援につなげることは重要な問題で、緊密に連携した対応策を講じることが不可欠と認識。

問 母子父子家庭の就労支援事業の実績と課題は。

答 26年度実績は22件申請で19件が就労。周知が十分でない。

問 ひとり親の高校卒業程度認定試験支援事業が新設されたが、どのように実施するのか。

答 補正予算を計上するなど具体的に着手し、周知を図る。

●豊島区の高齢者の秩父移住について

問 区長が提案する共生モデルとしての秩父市とのCCRC(高齢者が継続的なケアを受けられる生活共同体)のイメージは。

答 明確なイメージは未だ描いてないが、構想の出発点は、健康で、農業などの仕事に興味があり、定年後は自然の中で暮ら

先見性をもって、豊島区の未来を切り開こう！



刷新の会 ふるぼう知生

し、働きたいと考えるシニアの

希望を叶える環境を整えること。

●薬物問題について

問 薬物乱用防止教育の方法は。

答 全ての小中学校が教育計画に位置付け、警察署等と協力し、薬物乱用防止教育を年1回実施し、成果を上げている。

問 メディアリテラシーという観点からの今後の薬物対策は。

答 保護者への啓発活動の徹底やスマートフォン等の使用に関するルールを策定していく。



F1会議報告書

●消滅可能性都市問題について

問 消滅可能性都市問題への対策内容や今後の課題は。

答 女性にやさしいまちづくりなど3本柱を掲げ、F1会議などを実施した。今後の課題は、高齢化対策等であると考えている。

問 10年、20年のスパンで先見性をもって施策を展開すべき。

●若年層の投票率について

問 若年層の投票率向上のために工夫している施策は。

答 4月の統一地方選では、23区共同で選挙啓発動画作成等を行い、20歳代の投票率は、4年前と比較して、若干伸びている。



無所属元気の会 小林 弘明

もっとわかりやすく、使いやすい、新庁舎へ。駐輪場や施設案内、コールセンターなど、利用方法の周知や改善整備を。

●施設利用者の意見調査・アンケートの拡充実施で、区民にとって本当に使いやすい「豊島区役所」の整備を。



総合案内

問 駐輪場や豊島の森、施設案内やIP電話等、不備や周知不足のものが多い。内外から注目を集める今こそ改善が必要では。

答 新しい施設であることや初めてのスistemを導入したこともあり、様々な要望や意見・苦情をいただいている。まだしばらく日数を要するが、出来ることから随時改善を図る。

問 区民から寄せられたご意見の具体的な内容は。

答 案内サイン、コールセンター、IP電話の音質、総合窓口

での待ち時間等が主なご意見。オペレーター増員とスキル向上を受託先に要請したことに加え、電話の音質安定に向けた調査を開始する。また、事務処理の流れを詳細に検証し、待ち時間の

弱い立場の人々に寄り添う豊島区を



社民党 石川 大我

短縮に努める。

問 今後の具体的改善策や周知方法は。

答 ご意見をもとに詳細な検証を行う。案内サインの追加・改善等必要な対策を進める。

●地蔵通り商店街について

問 10年20年後を見据え、将来「菓鴨ファン」になってくれそうな若い来街者に特化したアンケートを実施してはどうか。

答 大きな意味がある。働きかけを進めていく。



商店街

●LGBT施策について

問 「出来る事を研究していく」と答弁した以降の現状は。

答 住民意識調査において、新たに「LGBT」の認知度についても調査項目とする予定。

問 文科省からの性的マイノリティの子どもについて配慮を求めた通知が出た。保健体育の授業で触れる等、配慮が必要では。

答 区教育委員会は校長会で通知の趣旨を徹底した。LGBTに配慮ある教育を行っていく。

●新庁舎の禁煙対策について

問 受動喫煙防止対策推進店の登録を実施してみてもいいか。

明るく活気のある街づくり



自民党豊島区議団 河原 弘明

●新庁舎について

問 土日の来庁者数と目的は。

答 5月の休日窓口は、住所異動や介護保険の手続き等で約2千900名が来庁された。

問 土日開庁に対する区長の受け止め方は。

答 土日開庁は「区役所を変える」第一歩になるもの。

問 新庁舎の防災拠点としての機能の周知は。

答 区の総合防災訓練の際に、災害対策センターを一般公開し、新しい防災機能の周知に努める。

問 新庁舎の安全・安心対策は。

答 防災センターと連携して消防計画に基づく訓練を実施予定。突発的な事案も危機管理対策本

部会議によって対応する。

問 新庁舎の外部環境への対応は。

答 風への対応は最新の技術が生かされている。

問 環境配慮の新庁舎建設を契機とした環境保全・改善等について。

答 新庁舎を活用しながら、家庭や事業所に対する省エネ設備の導入支援などを実施し、総合的な環境啓発事業を推進する。

●財政状況について

問 基金と起債の残高に対する捉え方は。

答 今年度末に、旧庁舎跡地活用の前払い地代が一括で入る。学校改築需要の増大により起債残高は上昇に転じているが、基金残高は起債残高を上回る見通し。区財政の危機的な状況は脱した。

問 平成30年以降の区の起債の動向について。

答 基金と起債の残高がそれぞれ300億円台の目標を実現させ、バランスを堅持していく。

問 職員定数の今後の予定は。

答 1800人体制を踏まえた新たな定員管理の目標を検討する。

問 委託の評価と今後の対応は。

答 窓口業務の運営は、民間の柔軟な対応により区民のサービス向上が図られ、財政面でも効果はあった。

問 事業の見直しへの取組は。

答 複数年の計画的な事業の再構築と行政評価により、限られた財源や人員を重点的に配分していく。

●高齢者問題について

問 日本創成会議の提言について区の受け止め方は。

答 厳しい評価は想定内の範囲内

であるが、重要な視点として活かしていく。

問 高齢者の移住についてどう捉えているか。

答 区外特養整備に向けた調査研究会の中で検討を行う。

問 医療・介護の拠点としての空き家活用は。

答 安全性に配慮し、リノベーションの手法も活用した高齢者の住まい確保を支援する仕組みづくりの区の考え方を国や都に伝えていく。

問 区の今後の方針は。

答 一人暮らしの高齢者も住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を目指す。

●トキワ荘の今後の展開について

問 南長崎マンガランド構想の進捗状況は。

答 池袋を訪れる若者等を対象にしたマンガやアニメに対する意識調査を実施予定。

問 漫画家の描いた題材をモニユメントにして南長崎各地域の公園に飾る提案の進捗状況は。

答 地域の方の同意のもと、作品の選定等を取りまとめ、プロダクションとの交渉を行う。

問 トキワ荘を題材にした漫画本になぞらえ、旧目白通りを「まんが道」とするなど、地域を挙げて盛り上げる方法については。

答 トキワ荘の存在を伝えるPR方法と認識するが、地域の合意を得た上で、実施に向けて都などへ働きかけていく。

問 トキワ荘通りお休み処を拠点とする街を挙げての取組の今後の工夫は。

答 南長崎全体を視野に入れた展開を図りながら、地域コミュニティの拠点となるよう工夫をしていく。



トキワ荘お休み処

だれもが安心して子育てのできる豊島区政を



日本共産党 清水みちこ

●子どもの医療費無料化の拡充について

問 これまでも保護者から要望の高い、「子どもの医療費無料化」は子育て支援策の柱である。高校生まで拡充しても、年間予算は約一億円である。ぜひ無料化に踏み切るべき。

答 高校生は、乳幼児、小中学生に比べ医療費の家計の負担は少ない。拡充は考えていない。

●教育における私費負担の軽減について

問 就学援助を受ける家庭にとり中学入学時、制服等の費用負担は大きく、援助額は実負担の半分にも満たない。入学支度金を含めた就学援助額を、実情に見合った額に拡充すべき。

答 他区とほぼ同額となっている。拡充は考えていない。

問 中学入学時にまとめて多額の費用を準備することは困難。入学時には前倒しでの申請と受給を可能とすべき。

答 手続きが煩雑化するため、対応は困難。

問 2001年に財政難を理由に廃止した、修学旅行の交通費

問 トキワ荘の復元と進め方への見解は。

答 区のシンボルになる施設であり、地域全体の熱意で造り上げるのが大前提。

問 南長崎の取組に対する区の見解は。

答 街の未来を見据えて、自主的に地域全体でトキワ荘という文化資源を活かし街を盛り上げていく取組に感銘する。

補助(一人当たり一律7500円)を復活せよ。

答 復活する考えはないが、負担軽減を含めて、今後検討する。

問 給食は食育という義務教育の一環である。義務教育は無償が原則。給食費無料にすべき。

答 給食費は、保護者負担が原則となっている。無料化は考えていない。



学校給食

●住宅対策について

問 豊島区は家賃が高く、区民は良質で低廉な家賃の区営住宅を求めている。需要の高い区営住宅を建設すべき。区営住宅を新設しない理由は。

答 区の財政負担が重くなる。空家の利活用を図ることが有効と考えている。

地域発！市民発！豊島区



民主ネット 村上 典子

●主権者教育の重要性

問 選挙権年齢が18歳以上になるにあたり、社会を構成する主権者教育がより重要になるが、協働・参画によって主権者意識が形成されるよう努める。

答 社会の諸問題に関心を持ち、若者世代への啓発は。

問 小中学校さらに区内の都立高校への出前講座や模擬投票の実施、NPO等と連携していく。

答 選挙公報は速やかに配布を。デジタル化で期日前投票日にはホームページに掲載する。

問 期日前投票所を増設しては。

答 池袋駅周辺など人の集まる施設への設置を検討している。

●国民健康保険課の窓口対応について

問 高額すぎる保険料を引き下げ、過酷な徴収に重点をおいた相談から、区民に寄り添い解決策をとるに探す相談に改善せよ。

答 保険料の引き下げは考えていない。これまで同様、適正でより丁寧な対応をしていく。

問 新庁舎移転後も、慢性的に長い待ち時間は解消されていない。原因は窓口委託職員と区職員の分断にある。また、窓口の暗証番号入力用のテンキーには目隠しカバーすらない状態である。個人情報保護の観点からも国民健康保険課窓口業務の民間委託をやめよ。

答 テンキーの目隠しカバーは、導入の他部署分を含め、直ちに購入、装着し改善を図った。窓口業務委託は継続する。

●新庁舎への期待

問 新庁舎ガイドブックや映像案内に、英語を併記すべき。

答 可能な所から取り入れる。

問 新規導入のIP電話システムの問題点について問う。

答 職員が新システムの練習を重ね、音声品質等、7月頃までには安定させる。

問 旧庁舎跡地開発事業は、区



豊島の森

●豊島のみどりについて

問 特定整備路線の街路樹は、地球温暖化防止、延焼遮断効果、景観などの視点を入れた植樹を東京都に積極的に要望すべき。

答 地域の意見を聞きながら、検討を行い、要望していく。

問 電力自由化への対応を問う。

答 区民や事業者が環境に配慮した電力を選択できるように、情報提供や啓発に努めていく。

●多様な住まい方の可能性

問 空家対策の特別措置法と区条例の施行による変化は。

答 所有者の特定がスムーズになり、地域環境に悪影響を及ぼす空き家等には調査を行い、必要な措置を講ずる。

問 都市型リノベーションまちづくりの状況と今後の展開は。

答 大都市としての地域性にも対応できるよう検討している。

問 シェアハウスなど「集まって住む」ことに注目しては。

答 安全性を重視し、検討する。

問 伴走型支援が必要な路上生活者向けの「シェルター」的なものが必要では。

答 簡易宿泊所などを基本としつつ、生活の場づくりを図る。

●地方との共生のあり方

問 介護問題と地方移住については丁寧に進めるべきでは。

答 アクティブシニアの経験や知識が生かせる「日本版CCRC」の可能性を考えていく。

問 自然の豊かさを感じる、農業体験ができる場、「としまの里」を地方に設置しては。

答 「地方との共生」の一環として、可能性を探る。

問 被災地は復興半ば。交流協定を結んでいる宮城県に「豊島の森」をつくらせてみては。

答 他自治体の取組等を参考に研究していく。

問 いち早く地方との共生を打ち出している豊島区が日本をリードできる面もあるのでは。

答 活力ある社会を維持する政策を発信し、日本の活性化に貢献していく。

常任委員会

Q & A

総務委員会

開会日 6月25日(木)・29日
(月)・7月1日(水)
案件 議案12件・請願2件・
陳情3件・報告11件

●豊島区庁舎等建設基金条例を廃止する条例

問 決算剰余金などを運用金の償還にあてて、今年度の後半に基金を廃止したいという説明が先の予算委員会であったが、一時借入金で対応して、なぜ繰り上げて廃止することにしたのか。
答 新庁舎がオープンしたので、直ちに目的を達成した基金を廃止すべきとの判断によるもの。

●平成27年度豊島区一般会計補正予算(第2号)

問 池袋駅東口エレベータ整備事業経費について、ようやくとの感があるが、その内容は。
答 地上と地下通路を結ぶバリアフリー経路が、百貨店のエレベータに依存し、営業時間外に移動できなかった。鉄道事業者、百貨店事業者の協力を得て、新たにエレベータを設置できるかを今年度に調査するもの。
問 ゆりかご・としま事業経費の中の妊婦さんの全員面接の実施は非常に重要と思うが、事業の継続性は。
答 これに関連する東京都の計画が平成31年度までの5年計画であるので、とりあえず都の補助金を利用して実施していく。

●豊島区個人情報保護条例(一部改正)

問 マイナンバー制度が進むなか、今回、この条例の一部を改

正しながら、どのように個人情報を守っていくのか。
答 2つの面で対策を練っていく。システムの漏えいしないようにシステムを見直し、より安全なものに変えていく。職員から漏えいの危険性については、職員教育が必要になってくる。

●豊島区役所別館大規模改修工事請負契約について

問 ワンフロアであった生活福祉課が3フロアに分かれるが、運営については。
答 1階での相談を中心と考えている。複数のフロアで行っている他区の情報も入手して、検証しながら、無駄のない業務の仕方を再構築していきたい。

●区役所別館は、以前にあった売却の話が頓挫してからその後の施設としての安定性は。

答 今回、金額をかけて耐震工事及び大規模な改修を行うので、4年、5年でまた移転というようなことは現在考えていない。

区民厚生委員会

開会日 6月25日(木)・29日
(月)
案件 議案3件・陳情1件・
報告11件

●豊島区特別区税条例等(一部改正)

問 住宅ローン控除の適用期間延長による区の影響は。
答 全額国庫負担でまかなわれるため区財政への影響はない。
問 旧3級品たばこ(6品目)の全体に占める売り上げの割合は。



区民厚生委員会視察風景

問 年々、売り上げ本数が増えており、売り上げ全体の約3%を占める。
問 法人住民税の一部国税化の影響は。
答 区の影響額は、27年度は8.7億円、28年度は18億円の減収。

●豊島区区民事務所設置条例(一部改正)

問 西部区民事務所の移転に伴い、救援センターはどうなるのか。
答 現在の要小中学校から千早二丁目の元の場所に救援センターは戻る。そこにミニ備蓄倉庫を設置する。

問 備蓄倉庫の内容は。
答 クラッカー、アルファ米が約1500ずつ、飲料水千本、毛布・カーペットが各千枚、簡易便器25個の通常のミニ備蓄倉庫と同程度の内容。

問 グランド周囲に防球ネットを配置するのか。
答 高さ8メートルの防球ネットを配置する。

●国民健康保険制度の広域化撤回を求める意見書提出および国民健康保険料の区独自の減額制度創設を求める陳情
問 国民健康保険制度の広域化の目的は。
答 国保制度を将来にわたり持続可能にすること。

都市整備委員会

開会日 6月26日(金)
案件 議案2件・陳情2件・
報告1件

●豊島区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例

問 他区に比べ、景観行政団体になる時期が遅い理由は。
答 区は平成5年に制定したアメニティ形成条例により景観法と同様の指導を以前から行ってきた。さらにきめ細かい指導のため、25年から景観計画の策定作業に着手した結果この時期になった。
問 アメニティ条例との並存による不都合は生じないのか。
答 現在は都区それぞれに同じ内容の申請書を提出する必要があるが、この条例により豊島区に同じものを2部提出することになる。むしろ窓口が一本化される利点がある。

問 アメニティ形成審議会で委員から出た特徴的な意見は。
答 池袋駅東口からグリーン大通りの区域を、景観計画の特別地区にしてはとの意見が多数を占めた。区の計画の中で新たに特別地区に定める。

問 どの自治体でも、このようなつなぎ条例の制定が必要なのか。
答 景観行政団体になってから景観計画策定に向けて行う作業があるため、どの区市町村も計画策定の半年程度前に景観行政団体になり、つなぎ条例を策定

している状況である。
問 区が受ける申請の増加により業務量が増え、審査に支障が出る心配はないのか。
答 広告については審査基準を変更しないため、件数は従来と同様の見込み。建築関係については、従来のアメニティ条例とは申請要件が変更されることや、特別地区の指定等の影響があると思われるが大幅な件数増減はない見込みである。しかし、1件当たりの審査に要する時間・人員は確実に増えると思定しており、今後の対応の必要性は認識している。

●建築基準法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

問 特別工業地区に関する改正部分があるが、区に特別工業地区はあるのか。
答 準工業地区の一部に第2種特別工業地区がある。

子ども文教委員会

開会日 6月26日(金)・30日
(火)
案件 議案1件・請願1件・
報告12件

●豊島区立図書館設置条例(一部改正)

問 区の指定管理者制度の導入状況は。
答 27年4月現在で公の施設について、約1割にあたる37施設が導入している。

問 他区の図書館における指定管理者の導入状況は。
答 23区内では全体で12区、109館で指定管理者を活用している。
問 今回の一部改正により、指定管理者導入の対象になるのは。
答 駒込・上池袋・池袋・目白図書館の4館。中央・巣鴨・千

早図書館については直営のままである。
問 指定管理者導入におけるメリットは。
答 各館に責任者が配置され、民間の柔軟な発想と対応で意思決定できるために地域図書館の活性化が図れることや、経費を大きく上げず開館日を拡大できるなどサービスの拡大につながることである。

問 図書館の一定のレベルを維持するため、指定管理者の評価は導入後どのように行うのか。
答 事業者の自己評価のほか、年1回の区の視察によるモニタリングや第三者委員会をつくり評価を行うという3種類を組み合わせて実施したいと考えている。

●豊島区の中学校にふさわしい教科書選びについての請願

問 来年度から中学校で使用される教科書の実際の採択時期はいつになるのか。
答 本年8月26日の採択を予定しており、教育委員会の採択後は、速やかに学校への結果報告並びにホームページへの公開を行うことになっている。

問 今回の中学校の教科書採択において、何教科あるいは何種類の教科書を選定する必要があるのか。
答 教科数としては9教科、種類にすると15種類になる。
問 教科用図書調査・選定にあたり考慮していること等は。
答 区の教育目標、豊島区教育ビジョン2015及び地域の実情等とともに児童・生徒のわかりやすさ及び基礎基本の確実な習得を助けるものであることを考慮している。

特別委員会の活動状況

平成26年5月～平成27年3月

豊島副都心開発調査特別委員会

【開会日】5月23日・6月12日・7月15日・9月11日・11月13日・12月5日・12月15日・1月15日・3月30日

【付託事項】副都心としての開発等の諸課題に関する調査

行政改革調査特別委員会

【開会日】5月23日・6月10日・7月9日・9月5日・11月11日・12月12日・1月9日・3月24日

【付託事項】特別区の事務事業及び財政制度に関する調査

【清掃・環境対策調査特別委員会】

【開会日】5月23日・6月10日

議場が新しくなりました

新議場は、木の素材感を生かした落ち着いた雰囲気になっています。本会議場全体を見やすくするため両側面に傍聴席を配置し、傍聴席への動線改善やパリアフリー化も図っています。ぜひ傍聴にいらしてください。



議場風景

インターネット中継を拡大しました

新庁舎移転に伴い、インターネット中継を拡大しました。

7月11日・9月9日・11月4日・12月18日・1月14日・3月26日

【付託事項】リサイクル及びごみ問題並びに公害・環境問題に関する調査

防災・震災対策調査特別委員会

【開会日】5月23日・6月11日・7月9日・9月10日・11月11日・1月9日・3月26日

【付託事項】防災拠点、避難路、避難場所等に関する調査

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会

【開会日】5月23日・6月11日・7月10日・9月9日・11月12日・12月17日・1月14日・3月26日

【付託事項】学校跡地、公共施設及び公共用地のあり方に関する調査

これまでは本会議と予算・決算特別委員会の録画中継を行っていましたが、27年5月の臨時会から本会議と予算・決算特別委員会の生中継、また、各常任・特別委員会及び議会運営委員会の録画中継を開始いたしました。区議会のホームページよりご覧ください。

磁気ループシステムを導入しました(本会議場傍聴席)

音声が届きにくい方をサポートするため、本会議場の傍聴席に磁気ループシステムを導入しました。補聴器、人工内耳を「T」マークに切り替えるだけで、周りの騒音・雑音に邪魔されず、目的の音・声だけを正確に聴き取ることができます。対応する補聴器をお持ちでない方には受信機を貸し出します。ぜひ傍聴希望の際、区議会事務局までお申し出ください。

請願・陳情の審査方法について

提出された請願・陳情は本会議で委員会に付託されます。委員会では請願・陳情を慎重に審査し、その内容に議会として賛成できるものは「採択」、そうでないものは「不採択」、引き続き審査をしていくべきものは「継続審査」として本会議に報告します。

本会議では、委員会の報告をもとに最終的な意思決定(議決)を行います。採択されたもので、執行機関(区長や教育委員会など)が取り組むことが適当と考えられるものは、議長から執行機関へ送付します。また、必要があれば、意見書などを関係機関に提出し、実現を要望します。

議会の結論が出た請願・陳情については、採否を問わず提出者(代表者)に結果を通知します。

請願者の意見陳述について

提出された請願を所管する委員会で審査する際に、請願者が意見陳述(趣旨説明)を行うことができます(試行)。

※詳細については、区議会ホームページをご覧ください。

タブレット端末の活用を開始しました

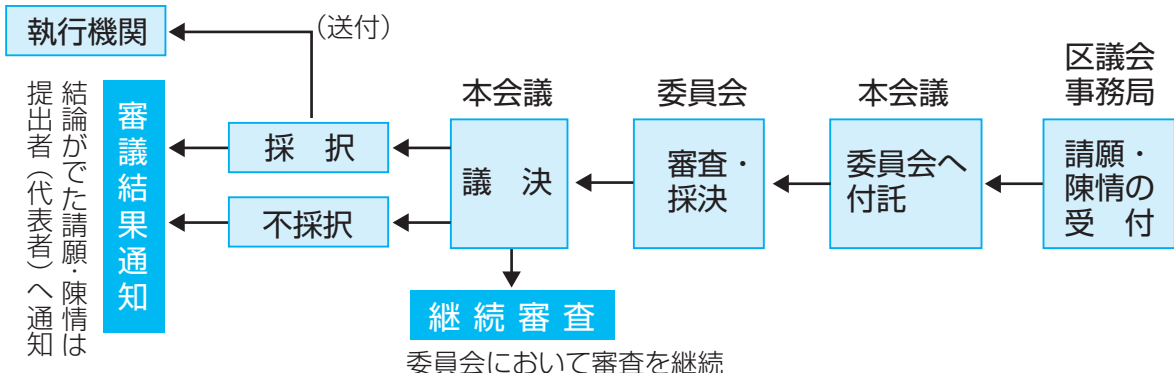
豊島区議会では、6月に開会された第2回定例会の常任委員会からタブレット端末を導入しました。

これにより、委員会資料等のペーパーレス化や会議の効率化を図ります。なお、スムーズな運用のため、導入に向け、事業者による操作研修を行いました。



操作研修の様子

請願・陳情の審査の流れ

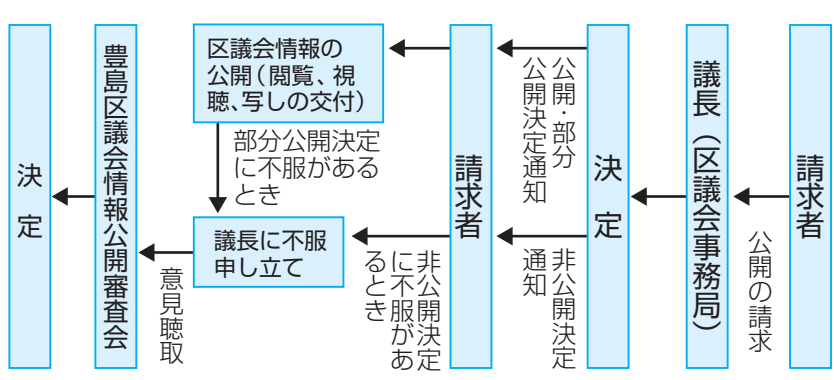


豊島区議会 情報公開制度について

議会情報公開実施状況 (平成26年度)

請求受理	内 訳				
	決定内容	件数	方法	件数 枚数	
3	公開	2	閲覧 写しの交付	0 2	0 12枚
	部分公開	1	閲覧 写しの交付	0* 0*	0* 0*
	非公開	0	—	—	—

*部分公開と決定した1件については、請求者が閲覧及び請求文書受領に来庁しなかったため、公開件数・枚数にはカウントしない。



情報公開審査会委員

定数10名以内

- ◎本橋 弘隆 (自民党豊島区議員)
- ◎高橋佳代子 (公 明 党)
- ◎森 とおる (日本共産党)
- ◎西山 陽介 (公 明 党)
- ◎磯 一昭 (自民党豊島区議員)
- ◎永野 裕子 (民主ネット)
- ◎藤本きんじ (民主ネット)
- ◎渡辺くみ子 (日本共産党)

議会日程(予定)

平成27年第3回定例会

- 9月11日 告示
- 9月15日 請願・陳情締切
- 9月18日 本会議(初日)
- 9月25日 本会議(一般質問)
- 9月28日 本会議(一般質問)
- 9月29日 常任委員会
- 9月30日 常任委員会
- 10月6日～22日 決算特別委員会
- 10月27日 本会議(最終日)

平成27年第4回定例会

- 11月13日 告示
- 11月17日 請願・陳情締切
- 11月20日 本会議(初日)
- 11月24日 本会議(一般質問)
- 11月25日 本会議(一般質問)
- 11月26日 常任委員会
- 11月27日 常任委員会
- 12月4日 本会議(最終日)

お詫び

前号(No.245号)の4ページについて、星 京子議員の電話番号に誤りがございましたので、お詫びいたします。

(誤) 3915-4745
(正) 3916-4745

住所変更のお知らせ

有里 真穂議員
新住所
長崎5-5-11

広報編集委員会委員

- ◎委員長◎委員長代理 河原 弘明 (自民党豊島区議員)
- ◎根岸 光洋 (公 明 党)
- ◎村上 典子 (民主ネット)
- ◎儀武さとる (日本共産党)